

西成区役所課長代理等専決要綱

制定 平成20年10月1日

(趣旨)

第1条 西成区役所課長等専決規程（平成24年7月31日達第45号。以下「専決規程」という。）第11条第1項各号の規定による西成区役所の課長代理等（専決規程第1条に規定する課長代理等をいう。以下同じ。）の専決事項については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(共通専決事項)

第2条 西成区役所の課長等（専決規程第1条に規定する課長等をいう。以下同じ。）が専決している次の各号に掲げる事項のうち、軽易かつ定例のものについては、専決規程第11条第1項第5号の規定に基づき、課長代理等に専決させるものとする。

- (1) 職員（課長代理級以上（副参事含む）を除く。）の時間外勤務、休暇（病気休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）の承認並びに出勤及び退勤に係る軽易な届出、休憩時間の調整に関する事項
- (2) 職員（課長代理級以上（副参事含む）を除く。）の本市及び本市近接地内の出張に関する事項。ただし、宿泊を伴うものを除く。

(生活援助担当課長代理専決事項)

第3条 生活援助担当課長代理の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第29条の事務のうち、軽易かつ定例の照会に関する事項
- (2) 大阪市生活保護法施行細則（昭和31年11月1日規則第63号）第2条の事務のうち、別表1に掲げるもの。

(専決の運用)

第4条 この要綱の定めるところにより専決することができることとされた事項であっても、異例に属するもの、規定の解釈上疑義があるもの又は重要と認めるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(対象となる職員)

第5条 第2条に定められた課長代理等専決事項は、別表2に掲げられた職員をそれぞれ対象として、その専決を行うこととする。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条の規定による申請による保護の開始及び変更に関する事務のうち、保護の変更に関するこ

同法第25条の規定による職権による保護の開始及び変更に関する事務のうち、保護の変更に関するこ

同法第27条の規定による指導及び指示のうち、口頭で行うもの

同法第27条の2の規定による相談及び助言に関するこ

同法第28条の規定による立入調査及び親族への調査に関するこ

同法第30条の規定による施設入所に関するこ

同法第48条の規定による保護施設の長からの届出に関するこ

同法第55条の4の規定による就労自立給付金の支給決定に関するこ

同法第55条の5の規定による進学準備給付金の支給決定に関するこ

同法第55条の6の規定による就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に係る報告に関するこ

同法第63条の規定による費用返還に関するこ

同法第76条の規定による遺留金品の処分に関するこ

同法第77条の規定による費用等の徴収に関するこ

同法第80条の規定による返還の免除に関するこ

同法第81条の規定による後見人選任の請求に関するこ

同法第81条の3の規定による情報提供等に関するこ

別表2（第5条関係）

課	課長代理	対象となる職員
総合企画課	総合企画課長代理	総合企画課に属する職員
窓口サービス課	保険年金担当課長代理	窓口サービス課に属する職員（保険年金 管理、保険年金 保険グループ担当業務に従事する職員に限る。）
保健福祉課	生活支援担当課長代理	保健福祉課に属する職員（支援・受付面接・自立支援・生活困窮 グループ担当業務に従事する職員に限る。）
	生活援助担当課長代理	保健福祉課に属する職員（生活援助グループ 担当業務に従事する職員に限る。）
	福祉担当課長代理	保健福祉課に属する職員（地域福祉・介護保険グループ担当業務に従事する職員に限る。）
	子育て支援担当課長代理	保健福祉課に属する職員（子育て・教育支援グループ 担当業務に従事する職員に限る。）
	こども家庭支援担当課長代理	保健福祉課に属する職員（こども家庭支援担当業務に従事する職員に限る。）
	保健担当課長代理	保健福祉課に属する職員（結核対策グループ担当業務に従事する職員に限る。）